

長商工連第 1486 号 (E)
令和 4 年 11 月 14 日

商工会長 様

長野県商工会連合会
会長 間瀬 一朗

令和 4 年 9 月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により
影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

標記の件について、経済産業省から周知依頼がありましたので御通知いたします。

令和 4 年 9 月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨によって、宮崎県をはじめとした全国の広範な地域において、交通インフラや建物・設備の損害等が確認されており、これによる取引上の影響は、全国の事業者に広がる可能性があります。

つきましては、中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、貴会会員である親事業者に対して下記の事項について周知頂きますよう要請いたします。

記

- 1 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないように十分に留意すること
- 2 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、または今後再開させる場合に、できる限り従来取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

【添付資料】

経済産業省からの周知依頼文

担 当	経営支援課 井口(課長) 平沢(担当)
電 話	026-217-2828 (直通)
F A X	026-226-4996
E-mail	keiei@nagano-sci.or.jp